

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 6 0 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 3 年 2 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象

こども未来課

第 2 監査の期間

令和 2 年 10 月 27 日（火）、28 日（水）、29 日（木）

第 3 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に平成 30 年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

(1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

主に監査の対象とした平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1 契約事務について

予定価格が、平戸市契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例（50万円を超える委託契約）が見られたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。

【指導事項】

1 関係例規の整備について

下記の例規については、条文と様式間における字句の相違や誤字等が見られたので、適正な例規整備に努められたい。

- ・平戸市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則
- ・平戸市放課後児童健全育成施設条例施行規則
- ・平戸市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱
- ・平戸市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱
- ・平戸市保育所等一時預かり事業補助金交付要綱
- ・平戸市立生月こども園園則（運営規程）

【意見】

1 平戸市ファミリー・サポート・センター事業について

平戸市ファミリー・サポート・センター事業は平戸市社会福祉協議会に委託し

ているが、令和元年度の契約額 2,363,157 円に対し、令和2年度の契約額が 1,212,094 円とほぼ半減している。これは、受託者の業務量に応じた委託料に変更しているとのことであるが、仕様書については前年度と何ら変更がみられない。業務内容の変更に応じた仕様書の見直しをされたい。

2 時間外命令と在庁時間について

令和元年度の出退勤表による勤務時間後の在庁時間について、課員の年間平均で約 500 時間（うち時間外勤務命令時間 49 時間）となっていた。

少子化対策という重要課題を担い、様々な支援を必要とするこどもとその保護者への細やかなサービスを求められる中、保育無償化といった国の制度改正や複雑化する保育給付事業など、負荷のかかる状況であったと理解するが、業務の効率化や時間外勤務命令の申請及び認定を明確にするなどして適切な対応に努められたい。

第6 むすび

放課後児童健全育成事業では、放課後児童クラブが市内5か所に開設され、210人ほどが利用しており、小学校低学年を中心とした放課後の遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成に十分寄与していることが伺えた。今後は、小規模化する学校への送迎や児童の活動場所の確保への支援などが必要になると思われる。

また、市内2か所で開設されている地域子育て支援拠点事業では、個々の育児相談や親同士の意見交流を深める場として信頼を寄せられている。さらに、市内各地で定期的に出張ひろばを展開しており、継続的な取り組みを期待したい。

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（提供会員）の橋渡しを行い、地域における育児の相互援助活動を推進するものである。令和元年度の依頼会員及び提供会員はともに53名で、援助活動は119件（329時間）で、前年度の援助活動件数12件と比較して10倍の大幅な増加となっている。これは、依頼会員の負担が半減されたことが需要の掘り起こしに繋がったものと推測される。しかしながら、利用する依頼会員が限られていることから、さらなる事業の周知を図られたい。

少子化、人口減少が進む地域においては、子育て支援や教育における十分な選択肢が確保されにくく、より良い教育環境を求めて若い世帯が地域を離れ、さらなる選択肢の減少が懸念される。個々の子育て支援事業を充実させるとともに特色ある子育て環境が構築されていくことを期待したい。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの ・予算を目的外に支出していると認められるもの ・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの ・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの ・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの